

熊本藩における藩札の発行

松 本 寿 三 郎

はじめに

熊本藩の藩札は宝永元年（一七〇四）から明治初年まで一六〇年余断絶的に発行・流通しているが、宝暦初年（一七五二）以前は銀札が用いられたのに対して、寛政四年（一七九二）以後は御銀諸預・小物成方預など役所の預として流通した。このことは熊本藩における財政担当者であった垣塚文兵衛が、文化年間に「官職制度考」¹において次のように指摘しているところである。

当国には貞享二年初て紙鈔を行る、町在に札座あり、何方々々に有と云事を不知、二十五年行れて宝永六年に止む、鈔の形容印文今考る所なし、延享三年より又紙鈔行る、宝暦の初止む、此鈔予幼年の時先姥の筐に納め置きしを見及へり、今其全形印文を覚へず、寛政四年より又行る、是は往昔の紙幣とは異り預り手形にて通用す、其品は百目・五十目・四十目・三十目・二十目・十匁・五匁・二匁五分・一匁・五分・二分、色は黄・青・緋白、印文狻猊蟠龍等の文を押す、小物成、榎方も同く製し、預手形を用、姦民多く詐偽して真贋弁し難く、民間便とせずして之を愛とす、此れより金銀の価高くなると云り

熊本藩における藩札の発行（松本）

熊本藩における藩札の発行（松本）

「旧章略記」でも同じ見解が示されていて、本藩では前期の銀札と後期の預とは明確に区分している。しかし、他領では必ずしもそうは理解しなかったと見えて、柳河藩土三善庸札は『御国家損益本論』（天保十三年）において、銀札、米札発行の要領として充分の胴錢を用意して両替に支障なき様にする必要があるとした上で、「肥後銀札ノ能ク通用ヲナスヲ以テ可考」と述べ、本藩の預を銀札と捉えているのである。預は錢百目札、錢壹匁札、錢五分札などのように錢匁札の制度をとっているのであって、藩札の種類として区分するならば、銀札から預（錢匁札）へ推移したと云えよう。

注（一）『肥後文献叢書』第一巻所収

（二）「旧章略記」（熊本法学第21号所収）には、「御銀所〔錢〕預之儀、志水次兵衛ニ遠坂関内申談候て、寛政四年十月に振出被仰付候事」さらに、板行の預は銀札に似ている処から公辺の聞えはいかがとの問合せに、預手形の発行は差支なしといふ、幕末まで一貫して「預」「銀預」「小預」と称している。

（三）『御国家損益本論』三善庸札著

（四）森田誠一「歩入・歩質について—附銀札・錢預—」（熊本史学45号）

一、藩財政の展開と藩札

1) 藩札発行についての諸説

熊本藩における藩札発行についての研究は余り多くないが、それでも、藩札の始期について三つの意見がある

貞享二年説 「官職制度考」はじめにあげた「紙幣」の項に示される。この説はもう一つの難点があり、中止の時期

を宝永六年（一七〇九）としていることである。

元禄十六年説 「郷党歴代拾穂記」 元禄十六年の項に「○同年癸未八月ヨリ御國中銀札遣ニナル、其時御郡奉行官部久

右衛門・小堀角右衛門」、宝永四年の項に「同年丁亥十一月銀札騒動、元禄十六年癸未年ヨリ銀札出テ宝永

四年マテ五年ニテ相止ム、銀札百目ニテ米一俵イタセシナリ」とある。

宝永元年説 「度支年譜」⁽⁹⁾ 宝永元年申年の項「八月廿五日より初而御國中札遣被仰付」とあり、「家譜統」⁽⁷⁾「六月朔日

御領分銀札遣ひ」、「拾集記」⁽⁸⁾「宝永元年より金銀札づかひに被為仰付候」とある。

三説のうち「官職制度考」は実証を好んだ垣塚文兵衛の著であるが出典がなく、垣塚は別の記録⁽⁹⁾では「宝永元年より札遣被仰付、同四年公儀より御停止ニ付」と、宝永元年説をとっている。貞享二年説は誤解であろう。「郷党歴代拾穂記」⁽¹⁰⁾は国学の造詣深い男成舎寿の年代記で実証に富み、元禄十六年と宝永四年の二度出ているので無視できないが、後述の宝永元年説には傍証も多く、元禄十六年説もしりぞけ難いが、今のところ宝永元年に始まったとしたい。

2) 初期の藩財政と藩札

大名領において藩札の発行が企図されるには三つの理由があるとされる。その一つは藩財政の窮乏化への対応、二は正貨の不足を補うものとしての発行、第三は近辺地域での藩札発行への対抗上発行される場合である。熊本藩の場合、以上のどの要素が濃厚であるのか、具体的にみて行きたい。

熊本藩において藩札が発行されるのは宝永元年のことであるが、実はそれ以前に藩札発行について進言されたことがあった。藩札発行の発端を窺い知る事例と思われるので検討しよう。熊本藩では承応三年（一六五四）正月廿六日から三十日にかけて、新町、古町の商人ら十八人から税の増収についての献策⁽¹¹⁾を提出させた。二月五日には郡奉行中へ蔵納取立方など条目を規定しているところからも、藩が財政難から増税策を取ったのである。商人らは思い思いに増税策を献策した。その主なものは、運上賦課、とくに熊本領への入国商品に対する運上賦課、人別家別銀賦課、他国商人に対する運上銀、たばこ、材木、薪、塩あい物、芋、樽酒、使物などへの運上銀賦課などであった。その中の一人油屋吉十郎も十一項について献策したがその中に他の商人には見られない銀札発行をあげ、

一御國中取遣之小遣銀札遣候ニ被仰付候ハ、札本と運上銀式拾貫目程上納可仕と奉存候、備後水野美作殿御領内札

熊本藩における藩札の発行（松本）

熊本藩における藩札の発行（松本）

遑ニて御座候事

とある。この条から油屋吉十郎の銀札構想をみる事が出来るが、それは(1)銀札発行は商人(油屋自身か)を札本とする。(2)札本から運上銀20貫目程上納する。これが藩財政を賄なう財源となり得るとの考えであり、(3)こうした銀札の発行は備後の水野美作守の領内では実施されているというのである。備後福山藩では寛永七年以来銀札・銭札を発行しており、領内ばかりでなく尾道など他領でも通用するほど繁昌した。水野勝成は寛永九年(一六三二)加藤忠広が改易された時熊本に赴いて城を受取り、また寛永十四年島原天草の乱の際には島原に従軍している。この間九州の商人とも交渉があったからであろう。また熊本の商人たちも瀬戸内海・大坂の商人と交渉があったところから、福山藩札について理解しているものも少なくなかったであろう。結果的には油屋吉十郎の藩札発行の献策は採用されなかった。

熊本藩の財政は正保、慶安期には行きづまりを見せ、承応元年には蔵入地の減少、年貢収納の不安定性によって収入が減少する反面、参勤交代、家臣への給付、作事負担などの支出の増加によって、一万五〇〇〇石の赤字額を計上している。これはこの年だけにみられるのではなく恒常的な財政構造とみるべきである。

承応二年八月には大風に見舞われ、損毛八四一六〇石余、倒家六四五四七軒、死人四一、決壊土手四〇四七九間の被害を出したので、藩では財政強化策を打出し、家中から知行高五分の一の指出し、御供衆の足し米削減など家中出米を強化するなどの対応策をとったのであった。承応三年正月の油屋吉十郎らの献策は、財政政策の決定について、藩士ばかりでなく、商人にも意見を求めたことに対応するものであり、それだけ藩財政は困窮の度を加えていたと言えよう。

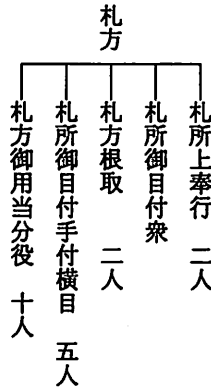
むしろ、こうした財政難の中で、藩札の発行にまではふみ切れなかったところに、熊本藩のおかれていた状況があるのではないか。

3) 宝永元年の藩札発行

元禄十五年（一七〇二）領内では五月・六月・八月の三度にわたって洪水に見舞われ損毛が著るしかつた。藩では諸事簡略を命じ、酒屋に運上銀を課したりして急場をしのいだが、財政窮迫は免かれなかつた。元禄十六年には大坂鴻池への借財を払えず、証文の書替えで一時しのぐ有様であつた。藩財政窮乏は家臣の知行三步指上を伴つて領内では銀札発行となつたのである。銀札発行の理由を次のように述べている。

御勝手連々御不如意候処、兩年打統損毛故別而被差支候、給知も同前ニ而何も難儀仕候段被聞召上候得共、右之御勝手ニ付段々及御談談御領内札遣ニ成申管候、就夫当秋々御家中知行三步上ケ被仰付候間左様可被相心得候。

銀札発行のことは幕閣には老中土屋相模守に届出てなされた。まず藩札発行の機関として札方が設けられ、その下に札所が担当することとなつた。その機構は。



であり、上奉行には前勘定所根取役平川伝右衛門と前惣銀所根取役宮木角兵衛が横すべりし、根取には手付横目垣屋市之丞と勘定所物書山田平之丞が登用され、札所御目付手付横目には垣屋市之丞あとに四人が増員されて五人で担当した。彼らは熊本町ばかりではなく在町、諸御郡での藩札の通用状況の監視やいせ札の取締りであつた。地方には札座（熊本二・河尻・高瀬・八代・山鹿・内牧・坂梨）が置かれ、札所々々横目十五人が任命された。そのほかこの年八月札遣の触は八代・河尻・高瀬・高橋の町奉行のほか、大島・味取新町・馬見原・長須・南関・熊庄・矢部浜町・隈府・小川・宮原・日

熊本藩における藩札の発行（松本）

熊本藩における藩札の発行（松本）

奈久・水俣・御領・高良・松橋町の十三人の在町奉行あてに出されているので、在町には札座機能が置かれたかも知れない。

ところで、銀札は熊本で印刷され、製造された。その作業に当たったのは印判彫毛利惣左衛門と張付師理介であった。奉行所の通達によってその事情を知ることが出来る

○今度札遣ニ成申候付、札方御用ニ京町ニ居申候印判彫毛利惣左衛門と申者罷出申候、早天も毎日罷出張付師同前ニ相詰候様ニと申渡候、就夫当分御町並之諸所役相勤候儀難成様子ニ候間、惣左衛門儀も張付師同前ニ御用仕廻候迄者、例之通町役被差免候様ニ可有御沙汰候、以上

六月廿七日

奉行所

御町奉行衆中

○新坪井鍛冶屋町張付師理介と申者、札方御用ニ付毎日罷出相詰候故、当分御町並之諸役勤候儀差支申由候間、右之御用仕廻候迄、如例可有御沙汰候、以上

七月二日

奉行所

御町奉行衆中

印判彫りが版木を彫り、一面ずつ印刷したものを、張付師が表裏がずれないように張り合せた。これには偽造防止のための裏面に白い塗料で「すかし」が書かれている。八月には紛らわしいことがないよう、藩札の取引をめぐって喧嘩口論がないよう徹底させること、とくに町方では商売にもっとも取遣されるので、町別当、町頭をはじめ五人組まで充分に徹底させて、商売に際して銀札をきらって現銀による取引がないよう、もし内証で現銀の取遣があったならば、その懸りの町別当、町頭、五人組の落度として咎める旨の通達を出した。

在町の札座のうち久住や小国宮原町の札座は小札座と呼ばれていた。大方は在町の有力者が任ぜられたのであろう。久

住町では庄屋又五郎が小札座と酒場を經營していた。宝永二年に久五郎が次郎右衛門と改名した時のいきさつを見ると、本人からまず酒奉行へ改名を報告して承認され、その上で札所、奉行所へ小札座改名を申請し承認されている。小札座からの公式の記録・銀札・金銀上納に際しての費用は奉行所から支給されることとなった。久住小札座の經理はまとめて熊本の札所へ上納することになっていたようで「久住町小札座次郎右衛門当月限札方御算用、内牧札座方へ来ル廿六日ニ罷出申管ニ候得共……札方御算用之儀ハ得と相極、目録等相認、名代ニ而被通候様、彼地札方役人衆え申達」差支えない旨の返事を得た。内容は①在中御年貢の内銀上納その他諸上納、②津口・陸口運上で、金銀引替は熊本札座両所で行なうことになっていた。

宝永の銀札で現在するものは四匁札だけであるが、「郷党歴代拾穂記」には「銀札百目ニ付米一俵」、「島屋日記」には、「銀札ニ而米貳拾匁、粟拾五匁」、「万寛帳」には、「銀札三十五匁、内廿匁、拾匁銀札四拾九匁五分、内三拾三匁九分六右衛門、拾匁曾右衛門、五匁同女房、壹匁勘七」などの記事があることよってみると、銀札には少なくとも百目、二十目、十匁、五匁、四匁、一匁、一分の七種以上があった。

宝永四年十月三日諸藩の御留守居は用番老中大久保加賀守に召出され、一通の書付を渡される。幕府は改鑄した新貨流通のため、諸大名が軍役のため備蓄した古金銀と新貨との引替えを命じ、第二項では藩札通用の停止を命じたのであった。一 金銀錢札遣之所々も有之候而、札遣無之所通用のため不宜候条、向後札遣停止之事候間、其所々江申遣之、相達候日より五十日を限相止可被候事。

幕府の銀札停止の動きは京・大坂の商人にはいち早く察知されたらしく、熊本町の呉服商人からの仕入れについて七月頃から代銀の請求が頻繁になり、冬物の注文は成立しない状態であった。こうした気配の中でいよいよ銀札停止令が出されると、熊本藩域には十月二十五日頃影響が出はじめた。菊池郡隈府町では「十月廿五日之晩も銀札そうとうにて、諸人めいわく、米札ニ而百五拾匁、粟七拾匁、其外穀もの高直ニ有之、廿五日より十一月三日四日まで、質を不殘請切ル、尤質

熊本藩における藩札の発行（松本）

地等之儀ニ付出入多^②とある。こうした情報は各地に拡がってパニック状態を惹起した。その一、二を例示しよう。

○町の質屋には質物請取のため多人数が集まり、何でも商品のある所には人々が屯した。町々は小路廻りの担当ではなかったが、多人数が集まった質屋などには小路廻りが派遣され、整理に当った。

○十一月四日昼時分、限府町で使騒動があり、御横目衆が派遣され鎮圧するという風聞があった。其後諸方に問合せたところ、各地で騒動があった由。

○玉名郡永徳寺村の間屋勘右衛門の所に、播州曾根浦の者二四人が滞在し、山鹿周辺の村々で銀札を用いて穀物を購入していたが、札座で残りの銀札の引替を申出たところ断われ、宿主の奥書で申請して引替えた。

○詫麻郡代継官では建立のための集め置いた銀札の引替を申請

○延寿寺の僧光伝寺は去々年京都本願寺への官位取得の折、彼地で借金にその返済のため銀札の才覚をしていたが、銀札の引替えを申請した。

○蔚山町桔梗屋に宿泊して商売していた京・大坂・肥前の商人らは銀札一七万九八〇〇目を引替できず、引替を申請した。○京都木下道江庵内の近藤甚右衛門は諸寺院からの銀札七二〇目の引替を申請した。

以上のように、諸国から商用で来国していた商人や寺院の奉納銀などの引替を申請しているのである。旅行者、商人、奉納銀など特殊事情あるものについては奉行所も十分に考慮し、勘定方に善処方を要望している。

この時の銀札発行地域を「御国ともニ札つかい之国拾考ヶ国之よし」と記している。熊本藩では十二月三日から銀札と金銀貨との引替が行なわれたが、現銀の準備がないだけに困難を極め、結局銀札一貫目を現銀二百五十匁で交換するいわゆる四歩一の引替とし、残りは證文で遣わすこととした。熊本町では札座であった坪井町の宇治屋三良右衛門と三丁目出良寿齋の所で引替がなされた。諸藩が老中大久保加賀守から命ぜられた期限は領内にも達せられたと見え、熊本町の「惣月行事記録抜書」にも「十一月三日より十二月廿二日迄五十日之間通用被仰渡候」としており、また老中にもそのように

報告しているけれども、現実にはもうすこしおそくまでかかっている。

宝永四年銀札停止時に銀札がどれほど流通していたかは全く判らないが、札百貫目を銀二十五貫で交換するも猶不足、残りは證文で遣わすといっているのでおよその見当をつけることが出来よう。ただし、当時天草郡に肥後銀札四十五貫四百四匁五分があり、その引替のための宝永五年大矢野組大庄屋吉田八右衛門と富岡町年寄田中半左衛門の兩人が、代官竹村太郎右衛門の許可を得て熊本へ罷り越し、一三〇日の逗留の末に辛うじて半金の二十二貫七百七匁五分五厘を回収したというから、銀札発行高は百五十貫に近かったことになる。

銀札停止令は藩札が藩財政困窮打開の切り札として発行され、また有効に機能してただけに、藩財政に大きく影響することになる。それは財政支出が不可能になることであり、奉行所は十二月十二日御天守奉行衆に対して「御出方指支申候趣ニ付、御天守方請込米五歩一延引」を令し、御作事奉行に対しても同じ理由で「御作事方御疊張付方請込米銀五歩一延引」を出して、経費節減による事態の打開をはかる外なかった。

4) 享保期の藩政と藩札発行

享保十五年（一七三〇）六月五日細川越中守ら一一家の留守居にあてゝ廻状をもって金銭札発行の許可が出た。

この十二家は宝永四年に幕府から銀札発行を停止された藩である。享保四年（一七一九）頃から熊本藩では天候不順で毎年風害、水害、旱害、虫害などに苦しんだ。享保十二年以後の状況を「雑録」から抄録すると次の如くである。

享保十二年正月末頃から熊本町では飢えに苦しむ者が出た。閏正月中旬には白川の上河原・中河原・下河原あたりに飢人がおびただしく居たが二月初め頃には段々減った。ところが四月廿八日また大洪水に見舞われ、川筋の堤防、田畑は大破損、大小麦は大方流失したため麦が不足し、麦種子は無くなったので、日向高知尾・田原で買って準備する有様であった。高知尾では四斗俵一俵を六匁で買いつけたが、上益城郡矢部では九匁出さねば手に入らなかった。この年秋作は大不

熊本藩における藩札の発行（松本）

作で、矢部では残らず惣損引を願出た。阿蘇郡の野尻・菅尾では飢人が多く、菅尾手永では飢米百二十石を拝借した。米の値段は九月八匁五分、十一月より十二月には九匁五分から七分の間であった。

享保十五年三月から四月頃、笹の実がなつたので、これを取って麦作の出来るまで食いつないだ。笹の実をよく取るものは一日に四五斗も取るという。

享保十七年麦が不作で、小麦はとくに良くなかつた。閏五月八日大洪水となり、川筋の塘はすべて破損した。十五日の晩には又大洪水になり、川は残らず切れ、磧所は落ちてしまった。今までに聞及んだことのない大洪水であった。老人の話では寛文九年（一六六九）の洪水以上の大痛みだという。米相場は九月五頃一俵十八匁ほど、二十五日頃には一時十五匁になったが、十月五日には又十八匁になった。十月初め頃熊本では糯米は銀一匁に八合しか買えなかつたという。

藩では享保十五年三月近年損毛勝ちにて上下困窮、百姓が衰微に及ぶので二の口米と増水夫米を免除したのであったが、四月には上ヶ米の制が廃止となり従来通りの参勤交代に復するという新たな事態に当面することになった。幕府が藩札の復活を認めしたのはこうした幕政の展開と関連した政策であった。諸藩ではこの年直ちに藩札の発行に取りかかったが、本藩では藩主宣紀が病に伏していたためすぐには藩札発行に至らなかつた。

享保十七年六月宣紀が亡くなると宗孝が後を継いだが、さっそく九月二十八日には幕府に金二万兩の拝借を願い出て許された。藩主宗孝は就任のはじめから財政困難と闘わねばならなかつた。この年は夏より秋にかけて蝗虫の発生が多く稲の被害は前代見聞であり、夏の水害による損毛一四万七八〇〇石、秋の虫入の損毛三三万三九〇石計四七万八一九〇石に上つた。^⑧

そこで享保十七年十二月江戸御留守居藤丹右衛門は来丑春よりの「御國中銀札遣」の願書を勘定奉行松波筑後守に提出し、「銀札通用之儀、願之通可被申付候、委細松波筑後守可被承合候」との許可を得たのであった。その内容は、来丑の春より二十五年の年限で通用を許すものであり、その年限を過ぎても猶通用を続ける際には其時の勘定奉行へ届出ること、

また據所ない事情によって中止する際にも勘定奉行へ届出ること、似せ札などは入念に取締るよう申渡された。勘定奉行への願出が済んだので情報はさっそく国許へ伝えられ、翌五年三月から札通用と決った。享保十八年五月二十五日藪丹右衛門は勘定奉行松波筑後守のもとに伺公し、国許では四月十六日より銀札通用になった旨報告した。

銀札の取扱いは御銀所に限ることとした。今回の札遣いは金銀銭と取まぜ通用することとしたため、御銀所・御算用所では現銀と銀札を取分けて受払いする必要があり、また年に二度ずつ算上げることとなったため、前回の札遣の時と同じように、御銀所の請方と払方に御銀奉行一人ずつ増員した。札の渡方は数えて渡すのであり、受取方も数え終わるまで御銀奉行が付き添っていなければならないし、御算用も受方と払方の両様に記録するため奉行の増員が必要なのである。

享保の銀札通用には札座は設けられず藩の直營で行われたらしく、「雜録」には「享保十八年四月廿六日より、熊本通用被仰付候、札差は無之、御侍衆へ御渡方を被成候て、段々通用仕候」とある。ところが現銀の準備もなく発行したので信用がなく、七八月より十一月頃までは一割引、十二月には三割引でしか通用せず、十九年正月は六割、七割引、二月奉公人交代期には奉公人は七割の札を立て、身受した。借り方の取引は現銀一匁八十文の代りに十割から二十割の銀札を払わねばならなかった。お陰で物価は値上りして商売に支障を来たした。奉行所はこうした事態に対し、銀札は二十五年の間通用許可を得たものであり、虚説にまどわされず流用すること、銀納の時には銀札での上納が出来ることを論したりしている。しかしながら市中では雑説が絶えず、銀札の両替に莫大な歩合を取ったり、在中の者たちが諸品を銀札で買う際に高値で売るなどの行為がありその結果在中の者は銀札を嫌うようになり、自然銀札は町中に集まって流通しなくなり商売に支障を来す結果になった。郡方では村中百姓に銀札通用を請合せて流通をはかった。同年九月には五匁以上の取引には銀・銭を使用を禁止して銀札の通用を促し、五匁以下の取引には銀・銭・札を取まぜてもよいと令し、惣百姓の請印を取って通用を強制したものであった。

しかしこうした強制も効果をあげ得ず、享保二十年正月二十八日銀札通用は休止することになった。そして同年十一月

熊本藩における藩札の発行(松本)

熊本藩における藩札の発行(松本)

十日再び銀札が通用することとなった。今後は熊本二ヶ所(新式丁目・坪井)をはじめ、河尻一ヶ所、高瀬一ヶ所、山鹿一ヶ所、八代一ヶ所、内牧一ヶ所、計七ヶ所の札座を置き、五匁・四匁・三匁・二匁・一匁と五分・四分・三分の札が用いられた。二分以下は錢遣とした。十一月二十日までの間に銀錢を札に引替えさせ、以後銀錢を用いる者は嚴罰に処する旨の達しがあった。翌元文元年(一七三六)五月、幕府は金銀吹替を行なって新貨との引替を命じたので銀札との交換比率も変更されることになった。これが原因となって銀札騒動が起こった。

一享保廿一年五月廿三日暮六ツ時分より、熊本銀札騒動仕り候由、菅尾手代専右衛門方より状、熊本より遣申候が、廿五日朝五ツまへに小峰村尚介方より預届申候。同日浜町熊本方々の商人色々買いに被參申候。男成助太郎參。森村之藤八牛を銀札三十五匁に買い申候。同廿六日出銀持会所に遣申候へ共、銀札戻り申候。町庄屋茂左衛門方に聞きに遣申候所、茂左衛門方より委細知らせ參候。

以来銀札は信用を回復しないまゝ九月二十三日再び休止されることとなり、十二月朔日から二十日までの間に札を差出すならば少しずつ現銀・鳥目と引替え、残りは後日引替えるとの達があった。通用の達しが出てからわずか十ヶ月で休止されたのであった。

最後の銀札は延享三年(一七四六)のことである。この前後も財政的な問題が起っており、延享元年七月に御勝手向差支え、御借物高が元利二六万四〇五〇兩に及んでおり、參勤御用にも差支えて軍用金より振替立用したりしているが、直接の原因は延享二年二月十二日の江戸白金邸類焼で、この新築のため郡方集米銀の内より三〇〇〇兩差出し、また在中難渋のため郡方米銀より借渡救に向けるなど財政窮迫が顕在化した。銀札座は大札座が熊本三ヶ所(坪井町、出町、古町)、川尻町・高瀬町・山鹿町・八代町・内牧町の八ヶ所、小札座は矢部・大津・高橋・宇土・原町・隈府・長須・南関・小川・水俣・佐敷・高森・馬見原・小国・久住の十五ヶ所に置かれた。札座は、第一表にみるように地元の有力町人が担当したが、歩小姓・足輕などの横目が置かれて監視に当たっていた。

第1表

札座一覽

(延享3年2月24日)

熊本藩における藩札の発行(松本)

札			座			横			目		
坪井町			和泉屋五平次	歩	山口 権助				江口次平太		
京町			うハ嶋屋伝八	歩	佐伯吉朗次				永田弁右衛門		
古町			米屋 次兵衛	歩	本田順右衛門				中村彦右衛門		
川尻町			庄兵衛	○	左次 円助	×			井口瀧右衛門		
八代町			弥平次	○	蒲原 清蔵	×			金子吉兵衛		
高瀬町			水上助左衛門	○	石原銀左衛門	×			門岡 龍助		
山鹿町			次兵衛	○	平川太次兵衛	×			堤 波兵		
内牧町			佐藤宇左衛門	○	村川太次右衛門	×			河畑夫兵衛		

小札座

高橋町			伝右衛門	○	城佐野右衛門	×			野尻仁太夫		
南関町			西島 次平太	○	天野管太夫	×			伊藤勝右衛門		
久住町			工藤 安大夫	○	春日 理三	×			後藤 弥七		
大津町			新右衛門	○	内海恵右衛門	×			清田嘉大夫		
小国町			善次	○	中原次右衛門	×			秋山文之允		
小川町			儀右衛門	○	石原弥三次	×			栗林形右衛門		
砥用町			宇平次	○	吉武寿大夫	×			三浦 林蔵		
宇土町			忠兵衛	○	赤星郡右衛門	×			村田 幸助		
長洲町			新右衛門	○	岩尾勇右衛門	×			上妻 平太		
佐敷町			次右衛門	○	三和 及平	×			中村弥兵衛		
水俣町			善兵衛	○	桜田茂左衛門	×			吉村喜三右衛門		
隈府町			藤兵衛	○	右松羽右衛門	×			塚本林左衛門		
高森町			清兵衛	○	園田 勘作	×			松尾次郎助		
馬見原町			儀右衛門	○	吉弘初右衛門	×			広吉 嘉助		
矢部町			茂右衛門	○	筑間 宇平	×			大塚金兵衛		
大浜町			文右衛門	○	北里五右衛門	×			中津喜右衛門		

歩=歩小姓, ○=御側足輕

(「藻塩草」)

×=外様足輕小頭

熊本藩における藩札の発行（松本）

さて、「延享三年二月十九日より二十四日まで、札座で銀札との引替えがなされ、取引はすべて銀札を用いることとなった。ところが三月中旬から銀札は二割下げとなり、それから段々と引下げ、四月末には四五割方下落し、五月六日熊本で銀札騒動が起り、米一升一匁のものが、銀札では一匁二分、塩一升銀札で一匁五分と値上りし、そのほかの諸品は銀札では売買されなくなった。同月十五日には銀札で質物など相渡す間敷との蝕が出たという。こうして六月十九日限りで銀札通用は停止され、この度の銀札はわずか四ヶ月しかもたなかった。銀札高二・三〇〇貫目がが残された。

銀札発行の一因ともなった九州巡見使は銀札廃止一ヶ月後の七月十六日肥後に入国したが、その折の模範回答集には「近年打続方損毛別而去秋は虫入旁ニ而莫大損毛仕、下方至極及困窮、右被休置候銀札、当春も又々通用被仰付、惣躰之甘ニ成申候」と答えることになっていた。熊本藩の銀札通用は延享三年六月十九日で終りをつける。翌延享四年（一七四七）藩主宗孝が江戸城中で旗本板倉勝政に切られて死去、弟重賢（当時主馬）が藩主になると、財政再建を図って「宝曆の改革」に乗り出し、緊縮財政支出の統制を行なった。その結果安永年間には財政も漸く持直し、「小物成方、楯方之御蔵々には現錢積入多く、根太落入候程に有之」家臣も在中も豊かさを取り戻したという。

注(5) 熊本藩の藩札について、近世の著作では「官職制度考」（文化九年）には前掲のように三〇〇字程度で略述したにすぎないし、「旧章略記」では銀札一項四二〇字、御銀所預については、寛政四年の振出、寛政十一年の振出、文化五年の鶴崎預振出の三項三六〇字程度の説明がみられるにすぎない。研究論文としては、中川斉「熊本藩の手形制度」（肥後郷土史講演集）第二編所収、森田誠「前掲「歩入・歩賃について」を見るのみである。

(6) 永青文庫蔵『度支年譜』、以下とくに断わらない史料は熊本大学附属図書館に寄託されている永青文庫蔵細川家史料である。

(7) 永青文庫蔵『家譜統』宝永元年の項

(8) 渡辺玄察「拾葉記」宝永元年の条（『肥後文獻叢書』第四巻）

(9) 「垣塚しらべ郡府旧記」、『藩法集』七熊本藩

(10) 男成舎寿「郷党歴代拾穂記」（熊本県上益城郡矢部町、小一領神社社司の考）

(11) 永青文庫蔵「神雜 78、203、45、69、78、144、101」・「部分御旧記 勘定部」

(12) 「2.福山藩の藩札」(『広島県史』近世二)

(13) 吉村豊雄「正保・万治期財政政策の展開と特質―熊本藩を中心に―」(『九州史学』65号)

(14) 永青文庫蔵「家譜統」

(15) " " 「家譜統」・神雜175

(16) " " 「元禄十七年 御寄合帳」

(17) " " 「宝永元年 奉得御院井御側方江相達埒明覚覧」により作成

(18) " " 「元禄十七年 御寄合帳」

(19) " " 「宝永元年 御奉行所日帳」

(20) 橋詰武彦『九州諸藩の藩札図録』には熊本藩の享保札以下に「すかし」が入っていたことを明らかにしているが、宝永札に「すかし」が入っていたかは明らかでない。

(21) 徳丸達也校「小国久住郡代日記」(『熊本史学』57・58合併号)

(22) 前掲「郷党歴代拾穂記」宝永元年の条

(23) 花岡興輝編『島屋日記』宝永元年の条

(24) 芦北郡佐敷町、田中家文書「万覚帳」宝永四年の条に

亥十一月晦日
一銀札四拾九匁五分

内五十匁九分

三拾三匁九分 内六分伝介
内七分全之介

拾匁

五匁

壹匁

文右衛門
曾右衛門

同 女房

勘 七

銀札引替ニ付右之分役頭今村安右衛門方へ渡ス

宝永四年亥ノ十一月晦日

右之内

拾貳匁七分 亥十二月六日ニ渡ス

とあり、文右衛門以上の人々が銀札を引替えたのであり、金額から見ても、十匁・五匁・一匁・五分・一分札があったことが想定される。

(26) 永青文庫蔵「統跡覧」四、

熊本藩における藩札の発行(松本)

熊本藩における藩札の発行（松本）

(27) " 「御奉行所日帳抄出」

(28) 前掲「島屋日記」宝永四年の条

(29) この条はすべて永青文庫蔵「御奉行所日帳」宝永四年十一月の条による

(30) 注(28)に同じ

(31) 前掲「藩法集」7 熊本藩 七一六条

(32) 注(28)に同じ

(33) 前掲「統跡寛」宝永四年の条

(34) 「天草島鏡」宝永五年の条（『肥後国誌』下所収、『天草近代年譜』

(35) 前掲「御奉行所日帳」宝永四年十二月

(36) 前掲「統跡寛」享保十五年

(37) 熊本女子大学郷土史料集成『肥後藩の政治』第二章享保を中心として

(38) 松下志朗「久留米藩における藩札の史料収集と研究」

(39) 前掲「家譜統」享保十七年の項

(40) (41) 前掲「統跡寛」

(42) 永青文庫蔵「享保十八年 御家老中不時伺帳」

(43) 注(37)に同じ

(44) 「今度被仰付銀札通用御附合上帳」、前掲『肥後藩の政治』に収録しているが、一部省略があり、熊本県立図書館蔵の原本により訂正した。

(45) ここでは享保十八年から享保二十年正月まで続いたとの立場をとっているが、この間の銀札通用には異脱もあり、「度支年譜」は享保十八年に「去子年凶作ニ付札遣御願被仰付候得共通用差支、翌寅年（享保十九年）御止、享保十九年十一月十日も又々銀札通用、札座八所ニ被仰付、享保二十年にも「又々札遣被仰付候得共通用差支、翌辰年御止」とある。これだと十九年春に一度休止の時期があったことになる。「旧章略記」は「享保十八年公義御願立通用被仰付候、同二十年下方難決付て、正月も十月迄御休メ被置候処」とあり、始まるのは二十年十月「当春被休置候銀札猶又通用被仰付候」のようである。

(46) 「熊本藩町方史料」一、享保二十年の項

(47) 前掲「雜録」（『肥後藩の政治』所収）

(48) 永青文庫蔵「年々覚」

(49) 熊本県立図書館蔵「藻塩草」

(50) 前掲「郷覚歴代拾穂記」延享三年の項

- (51) 前掲「旧章略記」
- (52) 松本蔵「御巡見様御通被成候節御案内之者且又御惣庄屋共御返答可申上哉之覚書」
- (53) 上妻文庫蔵「御勝手向しらへ」(前掲『肥後藩の政治』所収)

二、錢預の発行

1) 宝曆改革期における支出の仕法

宝曆改革期には財政支出は勘定方の予算に従ってなされた。その要領は次の通りである。

御出方筋之書附、御家中御渡方を初め、前以て一切の儀、日々勘定所にてしらべ被仰付。扱日々御出方筋取計ひの儀
 會議相濟、諸向御達放の米錢員數、御勘定所え政府より通帳を以て御達相成候につき、御勘定所にては、右を目当に
 切手差紙済出す。右切手差紙の米錢高を、御勘定所より御蔵々御銀所之根廻しの達通を以て付廻置き、御蔵々御銀所
 にては、右付廻り控置き、切手差紙差次第引合わせ、渡し方仕り、其受私を差引帳に相記し、猶又御勘定所へ相達申
 候(下略)

藩の諸方面への支払いに切手差紙が用いられている様子がわかるが、藩の蔵々では御蔵預⁽⁵³⁾によって蔵米の出納を行なっていた。また民間では錢預手形が通用していた。

藩札の発行に代って、民間で手形、錢預りが通用していたのである。安永七年二月現錢の裏づけのない錢預が出たので次の通達⁽⁵⁴⁾が出た。

近年売買物代少し錢高にて候得は、錢預りを以取遣いたし候、是ハ畢竟人馬之費を厭、一統勝手宜処より自然と致流
 行候、然上ハ現錢同前ニ付預り出し候ハ、右錢高ハは引除置、昼夜不限預り何方よりニても參次第早速錢相渡管候
 処、五・三年以來間々空鉢之預りヲ取替置、色々入組及難渋候ニ至、銘々不埒之恐れも不願、毎度御難題ケ間敷儀願

熊本藩における藩札の発行(松本)

熊本藩における藩札の発行（松本）

出甚不屈之至候、依之一統錢預差止候様可及違候得ども、左候てハ極々致迷惑者多有之由相聞候条、以来錢預り出しか候ハ、早速引除置、不限昼夜受取後聊無滞様相心得、相互随分手堅入念可申候

これによれば錢預りは、(1)高額の取引に用いられる、(2)錢の持ち運びが容易なところから流行し、(3)現錢と同様に用いられ、(4)現錢の裏付けがあるので、何時でも現錢と引替られる、(5)五年ほど前から現錢の裏付けのない空鉢の預りが出るようになり、当事者間で解決出来ずに役所に持ち込むことも出た。(6)錢預りを全面的に禁止すれば迷惑する者が多い。(7)以後錢預りを出す者は現錢の裏付けをしていつでも受取次第現錢と引替られるようにせよということである。商人の高額の取引には錢預りが一般的に用いられていたのである。安永九年四月には受取人の側にも注意をうながし、「以来身体宜敷者迄錢預手形受取、見懸りも無之ものよりハ決て受取不申様」⁽⁹⁾通達が出されている。富裕な商人ばかりでなく、錢預手形が出されている状況が察知できるのである。御蔵預りについても、天明七年の達に「御蔵預歩入質札ハ東西御蔵預何百何拾石何某当りと、一枚々々ニ目錄書相添取遣可致」⁽¹⁰⁾とある。現米ではなくて、御蔵預りが取引の具となっているのである。天明二年九月の達によれば、当時町家では歩札による米の投機が一般的になり、蔵預書持のものは反って現米歩札と称して、空鉢歩札同様の取引をなすものが多く度々禁止の対象となっている。

錢預りの取扱には、歩札による商売もからんで不都合も多く、天明五年暮には新坪井町の「竹屋一件」⁽¹¹⁾なる事件が起った。町方では錢預りの不安が旅人によって他領に拡がっては領内の恥と考え、錢預り丈夫の法を確立するため別当中に検討させた。しかし、惣月行事の申談によっても解決の方法は見出せず、「何れも両度打寄相談仕候へども、何分にも及了簡不申」と返答する以外になかった。

天明六（一七八六）・七年飢饉に見舞われた熊本藩では一般化した錢預りを藩統制下に置くこととした。元来町家が相対で発行した銀錢預りの会所を設けて町中に通用するものとしたのである。天明六年十月十七日の達によれば、次の如くである。

一町家銀錢預手形付て、風俗不宣、今度古町、新町、坪井町へ銀錢会所被建置段、御達有得之候、

一町在より御郡間、御勘定所・榎方・諸御役間へ上納いたし候銀錢共ニ納方不案内、便利不宣候ハ、右会所へ申談、手形を以諸上納ニ被立下候段

一御家中並町在共ニ、右会所之預手形を以相對通用ハ不及申、旅人へ相渡取引いたし候共不苦候、尤相對預手形之儀ハ、申分等出来候節、訴出候ても一切取上不申、且旅人ハ御定法通違乱無之様

一右会所預手形之儀、五拾目より壹貫目迄ニ相究、会所より調出し候を、御銀所並御郡間加印を用、通用致せ候、預手形前之現銀錢駄賃并欠錢足分ニ壹貫目ニ付錢式勿五分宛相添、手形受取可申候事

民間に設置された銀錢預会所で発行した預手形は領内ばかりでなく旅人にも用いられることになった。その上御銀所もしくは御郡間の加印を得たということは、公的な裏付けをもった預りとして通用することになったのである。この銀錢預の特色は、商家の取引に用いられるため高額のもので、五十目から壹貫目までのものだといふ。これは明らかに貨幣として日常的に用いられた宝永期以来の銀札とは異なるものであった。個々の町家から相對で振出される預手形に信用を附け、保証を与えるものとして機能するものであった。会所で振出された預手形とは別に、町家から相對で振出された預手形は保証の対象にならないことは云うまでもない。しかも藩としてこの銀錢預会所の賑合いのため相撲興行を許して後援した。ところが、予想に反して銀錢預会所は振わず、翌七年四月には会所は廃止されることとなった。銀錢預会所は藩の思惑通りには利用されなかった。個々の町家による相對の銀錢預りが一般的であり、会所の預りが目的とした会所による保証が評価されなかったのであろう。その違はもう一つの重要な点を含んでいる。会所預りは会所が廃止されたあと残務を御銀所に移しており、会所預りを現銀錢もしくは御銀所預りに振替えるという点である。銀錢預会所は藩の主尊のもとに、御銀所、御郡間のバックアップを得て設置されたものであったことを物語っている。丁度この年二月歩札会所をはじめ、古町・新町の歩札商人が打崩しに逢うという事件があつており、坪井・京町へもひろがり、その後川尻・宇土・小川でも

熊本藩における藩札の発行（松本）

第2表 天明期損毛高

(「肥後藩年表稿」による)

年度	損毛額	理由
天明元	285,634石	旱魃、虫入
2	335,520	風水害
3		阿蘇、南御、矢部格別の不作
4	114,200	夏中長雨、疫病流行、浅間山寸志
5	143,800	夏中旱魃、9月大雨
6	348,670	夏中度々大雨洪水、8月大風
7	84,700	8月雨続
8	142,000	夏中降雨、気候不順、虫入
寛政元	134,300	旱魃、大雨洪水
2	189,500	夏旱魃、虫入
3	249,800	大雨洪水
4	369,800	津浪、洪水

熊本藩における藩札の発行(松本)

打崩しが生じているが、こうした歩札商人の存在が会所の保証を成立させなくしたのかも知れない。結果的にみれば、銀錢預会所の廃止によって、預りの発行は御銀所・御郡間に移ることになったのである。

2) 御銀所預・御郡間預の発行

宝暦の改革後一時的に藩財政は収入と支出が均衡を保ったが、天明の飢饉後は連年の損毛で藩財政は疲弊していった。寛政元年(一七八五)禁裏造管手伝金二〇万兩の上納、遊行上人の接待、巡見使通行の応接費、家中手取米の引上げなど二万兩ほどの赤字を計上した。こうした赤字財政に拍車をかけたのが、寛政四年(一七九二)四月一日島原温泉岳の山崩れによる津浪の来襲であった。津浪は飽田・玉名・宇土の沿岸諸村を襲い、田畑二一三〇町の流失、二二五〇軒流失、五五二〇人死亡という被害をもたらした。藩では災害復旧のため幕府から金三万兩を拝借したが、莫大な出費を賄うことが出来ず、中老志水次兵衛は大奉行遠坂関内と申談じて、御銀所預を発行することとした。寛政四年(一七九二)十月のことである。表面上の理由は悪銭・破銭の無駄が多く、途中での煩雑をさげて、便利のため発行すると云っているが、内容は「如何躰ニも御取賄出来兼、空躰之御蔵預、御銀所預を頻りに振出し」て急場をしのいだ。現錢準備一二五貫目に対して、総額

三五〇貫目を發行、預の種類は一貫目・一〇〇目・五〇目・四〇目・三〇目・二〇目・一〇匁の六種類のほか小額の預も出された。^(註)

『官職制度考』によれば、「色は黄・青・絳白、印文俊、猊、蟠龍等の文を押す」とあり、木版印刷の預であった。御銀所では便利のため小額の預りを準備しておき、諸渡方のうち預を望む者には早速現錢引替渡し下す事とし、町在よりの諸上納も預で行うこととした。こうして御銀所預が支障なく通用するようになる、翌年には御郡間でも小預を振出して諸渡方、町在の諸上納にも用いることとした。寛政九年（一七九七）郡間が廃止され御郡方に合併されると、御郡間御銀所は小物成方御銀所と改称されたが、職務内容はそのまま受けつがれた。御銀所・小物成方御銀所發行の預が通用するようになる、町家發行の錢預との問題が生じて来る。町家錢預は安永七年の通達でも現錢同様に通用し、いつでも現錢との引替が滞りなく出来ることを条件に發行が許されたのであるが、間々空鉢の錢預を發行するものがあり、寛政九年には家持、富裕なものに限られることになった。

御銀所預は現銀錢の裏付けなしに發行され、また厩幣・改ざん（墨付）などもあり、貨幣価値は金・銀に比して低く評價された。寛政十年相場は金一兩九三―四匁、一步二四匁、銀一匁一〇八―九文であり翌十一年銀一匁二一〇文であった。他方現錢の通用にも、錢の善悪により懸目の軽重がある。破錢・欠錢が多く費えになる。町在よりの上納には駄賃錢・途中の煩費が必要であり、しかも現錢の不足があげられた。しかし、預にも問題がないではなかった。前述のように。預は町家の高額の取引に用いられる預手形に源をもつだけに高額のものが多く、「畢竟預ハ碎ケ候小遣ニ難成、自然と不便利之唱ニ成行候」といった所であった。そこで寛政十一年九月町方根取、惣月行司太田黒伊七らは、「右之通ニテハ折角預通用被仰付置候詮も無之事ニ付、当十月初日より小割預被仰付、五匁、二匁五分預追々出来引替被渡下筈」^(註)なので、高額の預を餘計に所持して不便利なものは御銀所で引替るように町中へ通達した。

寛政十三年御銀所預が改訂されることになった。是迄の形では間々偽物も交っているので、全く改訂し、今までの預は

熊本藩における藩札の發行（松本）

熊本藩における藩札の発行（松本）

すべて廃棄するというのである。新預は黄色の雁皮紙を用いることとした。ところが、四月朔日よりすべて引替の予定であったところ、寛政から享和へと年号が改められたため、新預の書直しが必要となり、一ヶ月さし延べて五月朔日から月限引替られることとなった。小物成方預も同様にすべて改訂されることとなった。この際五匁、二匁五分の小預は現錢との引替の予定であったが、下方便利のため残されることになった。次のように小預の効用が認められたのである。

拾匁以下之小預御引上ニ相成候てハ、於町家たとへハ三匁之品ヲ売、其代ニ拾匁預受取候へハ七匁、釣ヲ出シ申候。然時ハ釣錢難渋ニ付売買も相改申外無之由相聞候、然とも大元九匁九分迄ハ現錢ノ渡下事ニ付、一統小預たけ現錢ハ融通いたし釣錢難渋無之訳にて、且又小預通用被仰付候へハ、大工・日雇等現錢受取不申候てハ日用差支、右引替ニ付てい間ニハ歩錢をも差出候哉ニ相聞、今日過之者共別て及難渋候様子ニ付、中以下之者小預ヲ好候にて有之哉、如何之段委細御付紙有之候事

日常生活に用いる小預は現錢払底の折から、下方便利のため残されることになった。信用貨幣たる預は生活の中に根を下した感があった。しかし預によれば物価は高騰の道をたどった。結局のところ三拾目預までは月限に引替えたが、式拾目預以下は大量に出廻っており、急速に引替えを完了することは困難であるとしてゆるやかに交換することとなった。享和二年三月になって五匁預二匁五分預を差止められては町中が難渋することの願出があり、当分の間通用することとなり、小預は毎月八日・十五日・二十五日の三度宛現錢との引替がなされ現銀引替を望む者はこの定日に御銀所へ申出て引替えることとした。しかし同年五月になって現錢の不足は明白となり、御銀所での現錢引替は困難となり、また町在でも現錢の不足したため預の融通が不調となった。藩では「只今通にては上下難渋其分ニ難被差置候ニ付」、御銀所預の整理に乗り出し、町在から寸志を募り切り抜けることとした。寸志額は在中は三年間本地・新地共一反に一升、開敵物は一升五合、御赦免開も一反一升五合が課せられ、町は間口一間に付五匁が課せられた。しかし預の振出高は多額に及んでおり、この程度の反懸りでは預潰方の解決にはならないとの判断から広く寸志を募ることとした。

この一件に関して庶民はどのように感じたか、「郷党歴代拾穂記」によって見てみよう。

御銀所預り又御郡間預り數幾千アリアケルヤ不知、近年此預り潰シノタメトテ、町家ニハ寸志ヲ被仰付、在中ニハ田一反ニ米一升宛上候様ニト被仰付タリ、是ハ反掛リト云、是ヨリ預リカ減シタリトモ云フ、依之今ハ錢モ預リモ同シ事ニナリ、カユルニモサス事ナク平等ニツカフナリ、預貴クナリタル故ナリ、然ルニ迷惑ナ事ハ是ヲ似スル者アリテ、預リヲ必多ト取アツカハヌ者ハ似セヲ見分ル事ナク取事ナリ、マタ在中ノ無筆ノ者ハ猶以知ラス、又字ヲ直シテ仕フ、タトヘハ五十目五ノ字ヲ百ニ直シ、五匁ヲ五十目ニ直ス似セ預リモアリ、此頃ハ黄色紙ノ預リモ賈スルナリ、是ハ紙渡ニ相談ヲセスハ紙テキマシ、此百目ノ似セヲ見シカ……、遠方ノ者ヨリ取タルハ急ニ取替モ不成、大ニ人ノ難波スル事ナリ、上ヨリモ御吟味強ケレト、方々ニ細工器用モノ有テ他國ヨリモ似セヲ作り出ト也、作りシ者知レケルハ召捕レ牢ニ入、或ハ刑罰セラレ願レ方ニナリタル者ハ欠落スルヤラ出奔スルヤラ數ヲ知ラサルヘシ、是大ナル罪人ノ出東ル事ナリ、後出シ黄紙ノ預リハ、アウンノ獅子ノ印アリテ似セモ成カタキ委キ物ナント、本人ノ作りタルモノナレハ、広キ國ナレハ又細工ニ器用ノ者アリテ、イカヤウノ六ヶ敷細工ナリトモマネスト云事ハナシ

御銀所預りが手形の域を超えてほとんど紙幣として流通している様子を知ることが出来るのであるが、余りにも安易に発行されたために混乱を招いたのであった。享和三年二月銀所預潰方の責任を問われて勘定頭は残らず免職、根取・帳番は咎めを受け、用途の商人は牢舎を申し付けられた。この年の預の総額は一五〇〇貫目に及んだという。預潰がなされた結果御銀所預は信用を回復し、限府町では享和四年正月には御銀所預は鳥目同前の取扱いを受けている。この四月年号は文化と改元されたが、信用を回復した御銀所預は賈作をさけるため黄色に獅子の印を用いる精巧なものに改められた。預の発行は相変わらず続けられた。この年も大雨、洪水などで損毛高は二二四、二九〇石に及んだが、家臣らの財政窮乏も著るしく、十月には家中貧困の者へ拝借銀を許し、家中勝手向取直しのため御銀所預一八〇〇貫目を振出してこれにあてている。藩ではこの後貨殖政策を強化するが、諸間の預発行もその政策上であり、預は貨幣として機能することになる。

熊本藩における藩札の発行（松本）

熊本藩における藩札の発行（松本）

文化五年（一八〇八）十二月鶴崎御郡代から鶴崎表通用のため弍匁五分、壹匁五分の預を振出したいと願があった。

此預は小額の預であり、藩札の禁令に抵触しないかと池永善三左衛門・落合仙助に問合わせた処、差支なしとの折紙がつき、鶴崎ばかりではなく御国で通用し、上納・現錢引替、熊本御銀所へ差出すも苦しからずとの許可があった。

文化六年榎方の八代出会所建設資金を得るため、榎方錢預が振出されることになった。榎方錢預は文化年間に入ってスムーズに流通していたが、幅広で取扱不便のため今度の振出を機に小幅のものに改め、今まで流通していた幅広のものと引替えることとした。引替は松田基十郎・真田精蔵・弓削嘉十郎宅で行われた。小物成方でも榎方に合せて大形錢預を差し止め小形預を振出すこととし、熊本・宇土・八代の三ヶ所で引替えることとした。

文化七年二月二十八日先年の御銀所預替のさい廃止される替であった五匁・二匁五分預が古び痛んで来たので替替が達せられた。引替は城内乾櫓で三月二日から十一月二十五日までかゝって行なわれ、古預は焼捨られた。この時久住小物成方步入会所が取建られ久住表通用のため五匁・二匁五分預が振出された。これは近年岡領の銀札が阿蘇・南郷表など領内に入って来たので、その流通防止策として小預の流通を図ったもので、矢部・菅尾・高森など遠在地にも五匁・一匁の小額を發行したようである。この遠在地通用の小預が熊本町にも入り込んで来ており、熊本町ではその通用を禁じている。文化八年六月にも一匁以下の小預は東目在以外からは引き上げている。この小預は岡札対策の役割をもっていたから東目在（矢部、菅尾、高森在）では廃止することは出来なかつたのである。

文化八年九月現在の御銀所預の發行高は次の通りである。

本方振出高 一万六五九五貫五〇〇目

追々焼捨 四一六七、〇九〇目（八万七八三九枚）

当時通用 一、二四二八、四一〇目

鶴崎御銀所預 三二二四、四五三匁九分（一四六万六一九三枚）

小物成方預 一三〇二、九一〇目

楯方預 一七〇〇、〇〇〇目（九万二〇四〇枚）

御郡方預 二七五九、〇〇〇目（二〇万二九〇〇枚）

本方振出高とは御銀所預のことである。御銀所預の枚数と比して鶴崎預、楯方預、御郡方預の枚数が多いのは、それら諸間の預は小額のものが多かったことによるものと思われ、一般的には小預が通用していたといつてよいであらう。

文化十年（一八一三）七月御銀所預の書替が議論された。御銀所の意向は小預が大量に出廻っているためこれを大預に引替たい、五拾目預は高直しの見分け難いものが多いので小預に書替え、潰方にしたというものであったが、町別当中で参談の結果次のように意見を具申した。当時の預の実態がよく判るので全文ををあげよう。

乍恐御内意申上覚

一御銀所御預之儀 当時數々御振出ニ相成候儀、一統便利之ためと奉存難有仕合ニ奉存候、然処右之通碎ケ候てハ高直し偽物等之儀、別て於遠在ニハ見分ケも難渋仕様子ニ相聞へ申候、乍恐左之通被仰付候てハ如何可有之哉、私共申談候趣申上候

一百目御預

一捨刃御預

一式刃五分御預

右三通迄通用被仰付、其余五拾目・四拾目・三拾目・式拾目・五刃迄之御預リハ都て御潰方被仰付候様、乍恐奉存候、五拾目・三拾目・式拾目御預ハ高直し多、於下方ハ至て難見分難渋仕申候、其上御預種類多御座候得ハ、莫大之御振出ニ相見、下方気受ニも拘り可申哉と乍憚奉相考候、依之、右三通迄ニ相成候得ハ、格別余計ニ相見へ不申、乍恐下方気受も宜敷可有御座候哉と奉相考候

熊本藩における藩札の発行（松本）

熊本藩における藩札の発行（松本）

一 百目御預

一 拾匁御預

右ハ今迄同様之御仕立ニ被成置候てハ、猶高直し之儀も難計御座候間、百目御預ハ今通り之紙幅ニ被成置、拾匁御預は一体立横共ニ紙幅ニ減候方可然と奉相考候

右御内意申上候儀ハ至て御大造之御儀ニ奉存候得共、前文申上候通被仰付被下候ハ、高直し奸計等之疑も有御座

間敷奉存候間、此節小預御書替御達筋ニ付、私共存寄之儀無憚申上候、重疊宜敷御參談被成候様違申上候、已上

（以下略）

七月

熊本御町別当

山内 多蔵殿

佐久間 角助殿

この覚から知られるところは、

①當時通用していた頃の額面は、百目、五十目、四十目、三十目、二十目、十匁、五匁、二匁五分預の八種類であること。

②このうち五十目、三十目、二十目預は高直し（偽札）が多く、下方では識別に困ったこと

③種類が多く大量の預振出のため、下方で通用に不安が感じられること

④預の信用回復のため百目、十匁、二匁五分の三種類にすること

⑤百目預は従来の大きさでよいが、識別のため十匁預は縦横とも紙幅を減じて、百目預より一廻り小さくすること

などである。町別当らの進言はそっくりそのまま採用されて、同年閏十一月二十一日には百目、拾匁、二匁五分三種の預の通用が達せられた。

この預はしばらく書替のまゝ用いられたと見え、新預への引替は文化十二年七月頃から十二月三日までかかった。「御

銀所新預御引替被仰付候ニ付、御仕法之儀熊本中ニ四五ヶ所建物被仰付候ハ、別当中手入ニテ相勤^①てなされ、式匁五分預は九四万四五〇〇枚が振出された。小預發行に期待する声に応じたものであった。小預は貨幣代用としてスムーズに通用したが、それでも文政三年（一八二〇）宇土、八代、芦北では銀所預と現錢に歩指を取って吟味されるという事件が起っている。文政四年六月にも兩御銀所、榎方で現錢引替に際し不正があったという。こうした事は預の發行に現銀裏付がないために信用を失った結果問題が生じたのであった。従つて預を振出す諸間では信用を回復する必要があった。世上には預が大量に出廻っている上に改ざんされたものも多かったが、これを一概に偽物とすることも出来なかつたと見え、同年十一月十七日の達^②では、これまで引替を認めなかつた銀所預の黄色の偽預のうち文字を改ざんしたものは引替を許すこととした。

文政十・十一兩年の凶作で損毛は二七万石、三七万石余にのぼり、窮民救助は十年八三四九人・十一年九八九二人にも及んだ。藩は京・大坂の借物返済も断る有様であつたので、十一年鶴崎御銀所預を振出^③として急場をしのいだ、天保元年も不作であつたが、藩では銀所預の縮小をはかり、五月から藩内の現銀の他所への密出を禁ずるとともに、御銀所預を月々一〇・二〇貫宛引き除いて渡し方^④とすることにした。

天保四年（一八三三）四月五日から城内乾櫓において十匁以上の御銀所預の沓替えがなされた。これは文化十年の引替えのときに残つた古預であつたが、この年も引替えは完了しなかつたと見え、弘化元年（一八四四）に再び文化十年依然の古預引替えを命じて徹底をはかつている。

天保年間頃（年不詳）の諸御間預の振出高の振出高は次の通りである。

熊本御銀所預 一万六五九六貫目 (此金一六万五九六〇兩)

平準方預 一万一五五六貫七〇〇目 (此金一一万五五六七兩)

久住出会所預 二万 一六〇貫目 (此金二〇万一六〇〇兩)

熊本藩における藩札の発行（松本）

熊本藩における藩札の発行（松本）

鶴崎御銀所預	五〇〇貫目	（此金	五〇〇〇兩）
小物成方預	一〇九八貫目	（此金	一万 九八〇兩）
楳方預	五一四九貫二五〇目	（此金	五万 一四九二兩二歩）
計	五万九千九百九十五〇目	（此金	五万九千九百九十二兩二歩）

これを文化八年の振出高と比較してみると、御銀所預はほとんど同じ（但し文化八年には四一六七貫目の焼捨分がある）であるが、平準方、久住出会所など新設の役所と楳方が多額の振出をしている。この三者は貨殖を行なう役所であるだけに、多額の預を振出すこととはうなづけるが、総額でみればほとんど倍額の預が振出されているのである。

弘化三年（一八四六）閏五月御銀所預のうち黄色百目預には広幅、狭幅の二種があったが、広幅一種を通用させ、狭幅のものは引替えを通達、整理した。現存する御銀所預は改元したばかりの嘉永元年三月（改元は二月二十八日）付の百目預・十匁預があり、指示の通り広幅になっている。安政二年二月には久住出会所の二匁五分預り、表に朱印があり裏に役人名のない分は三月までに引替えを命ぜられた。安政四年二月には二分・五分・一匁の小預が達せられ、隈府町では「四月十五日引替への新預り、御会所相渡した成」^(註)だった。

現存する御銀所預によれば、万延元年庚申十一月一貫目預が振出された。タテ二〇七ミリ、ヨコ一五五ミリの大判な預であった。最後に明治元年戊辰十一月にも一貫目預（一八二×一〇七ミリ）・五百目預（一七六×九九ミリ）・二百五十目預（一六七×九八ミリ）・百目預（一七七×六三ミリ）・五十目預（一八〇×六四ミリ）の高額の預が振出された。

3) 岡札の通用と防止策

肥後国阿蘇郡に隣接する岡藩でも明和八年（一七七二）以来銀札が発行され、天明年間（一七八一—一七八九）熊本領のうち阿蘇・南郷・小国・久住・野津原・鶴崎などでは岡札が交易のみならず質請にも用いられるほどに通用していた。文化六年（一八〇九）藩は岡領銀札防止策として阿蘇南郷に御銀所小預を振出すこととし、翌七年二月には久住に小物成

方步入会所を建てその地方に通用されるため五匁、二匁五分の預を振出させ、また高森では岡札防ぎ方として小物成方において産物買上げることとした。岡札の入込みによって現銀が流出することを恐れからであった。果たして文政七年には熊本町其外の商人らが竹田表へ銀をもちこみ、その結果岡札が大量に入り込んで来たことをあげ、在御家人に取しまりを強化するよう命じている。こうした防止策にも拘らず岡札は阿蘇南郷・矢部に入り込み、諸取立の支障にもなったので、天保十四年（一八四三）矢部惣庄屋布田保之助は村々庄屋中に次のように達した。

諸御取立金銀は判屋包の外并岡札は請取不申段追々申達置候通にて、相願置候筋も有之候得共、未だ御崎無之、右に付て下方難決の筋も可有之哉に付、左の通

一判銀老奴に付百弍拾八文半宛

一岡札は七分替

右者熊本判屋手数且岡札取替等難決の面々は浜町備前屋・上方屋へ右直段割差を以両替申談置候間、弁利に可被申談候、以上

十月十五日

布田保之助

村々庄屋中

こうして岡札は備前屋・上方屋で両替の上、諸上納にあてることになった。また岡札の新札が発行されると新札への引替がなされたが、矢部惣庄屋は手永中の庄屋に、竹田岡札所持のものへ、新岡札との引替えを通過している。そればかりか、岡札は矢部から小川町一带、あるいは熊本でも通用しているという。年未詳の「上野亀右衛門上書」は岡札の通用を次のように記している。

鶴崎ノ預札トテ此国府ニモ行ワレ候、又此五三年前久住、鶴崎辺ニテ承候ニ、豊後岡侯ノ銀札モ国府ノ建丁辺ニテハ通用仕ル由承候イ云トモ、定メテ虚説ニヤト存候テ敢テ信用不仕候ニ、一昨午二月赤尾口ニテ聊ノ品ヲ求候ニ、岡

熊本藩における藩札の発行（松本）

熊本藩における藩札の発行(松本)

札二分ニ錢三四錢ヲソヘテツリ錢トテ出候ヌ、又昨末六月小川^{下村}丁ニテ、又ワツカノ品ヲ求候ニ、同岡札二分錢サシソヘテツリ錢トテツカワシ申候ニ付、其後試ノ為ニ同ニヶ所ニテ右岡札ヲ以テ余ノ品ヲ求候ニ、無異儀受納仕候ニ付甚以恐怖仕、此辺ニテモ岡札通用仕候ヤト尋候ニ、小川丁ハ矢部ヲウケ商買ヲナシ候ニヨリ岡札通用仕候ヘトモ、其外ハ不用由咄申候、然レハ矢部辺ヨリハ常々岡ニ交易ヲナシ候ニ、皆金銀ニアラスシテ、其国府ノ銀札ニカヘ候ト相考申候

岡札は阿蘇・南郷ばかりでなく、矢部・小川から熊本にも入り込んで来て、何の支障もなく通用している状況を窺い知ることが出来る。熊本藩での小預の不足が決定的であった。

藩の岡札防止策と関連あるものと推定されるものに、丙寅四月限(慶応二年カ)、明治六年四月限^(印)と通用期限を設定した矢部郷預がある。この丙寅預は表に「番号 一 錢預売奴也 丙寅四月限 下田團 伴團 野尻團」と二段三行に記し、裏に「矢部郷通用」の印と保証印を捺してある。明治の預は表に「預 一 錢五奴 明治六年四月限 下田團 伴團 野尻團」と同じく二段三行に記し、裏は丙寅預と全く同じである。発行責任者とみられる三名は、下田氏は上万屋、伴氏は大黒屋、野尻氏は備前屋で、いずれも矢部浜町の富商である。岡札の流通圏のうち久住や高森には出会所が設けられて預の振出がなされたり、小物成預を取扱ったのに対して、矢部浜町には出会所が設けられず、代りに商家による預の振出が許されたのかも知れない。この預が明治六年四月までの通用である点も検討の余地があり相て、今後の課題と云えるだろう。

注(54) 永野文庫蔵「御勝手向圖」

(55) 鹿本郡鹿央町、多田隈文書宝暦六年十月「御年貢払目録」

(56) 『熊本藩町政史料一』安永七年二月条

(57) 『同書』天明七年四月九日条

- (58) 『同書』天明七年三月五日条
- (59) 『同書』天明六年三月二八日条
- (60) 『同書』天明六年十月六日条
- (61) 『同書』天明七年四月二九日条
- (62) 『島屋日記』天明七年五月一八日の条に「其夜、歩札会所初古町・新町歩札商致候所不殘、町中之者打寄、打くつし申候、疋丁目菊屋弥吉方杯へ、下間留目通りかけニ見込申候処、言語道断之様子ニ見へ申候、万屋・綿屋杯と申者、別而打くつし申候……其後川尻ニ四五軒、宇土も三軒、小川三軒打くつし申候由」とある。
- (63) 町家銀銭預が御銀所預へ影響したであらうことは、御銀所預の記載をみれば一見瞭然である。
- (64) 熊本県立図書館蔵上妻文庫「御勝手向しらへ」
- (65) 永宵文庫蔵「宝曆以来御勝手向御縁合之御模様大概調帳」
- (66) 寛政四年の御銀所預の種類について、「役員窮覧」(永宵文庫蔵)は「此度御試銭千貫目程之御手当格別被備置、御銀所ニ者右之高を拾匁・貳拾目・三拾目・五拾目・百目・壹貫目之段分ケ之預被置、現銭も預りも現ニ打混差引仕、預望之ヶ所え相渡、勿論諸上納ニ被立下、且右預を差出、銭引替へ望出次第相渡」(寛政四年八月達帳)と拾匁から一貫目の高額の預とするのに対して、寛政四年十月御達では「此度御仕法被改、現銭受取方はやはり是迄之通ニて被差置、向後一統便利のため小預を被備置、諸渡方之内預を望候へ、現銭同様即座々々渡方被仰付、勿論追て銭引替受取度分ハ是又早速々々現銭ニ引替被渡下、町在より之諸上納ニも右預を以被立下管候事」(『藩法集?熊本藩』)と小預説をとっている。
- (67) 『肥後文獻叢書』一、二〇一頁
- (68) 『熊本藩町政史料』二、寛政十一年九月二十七日条
- (69) 『同書』享和元年九月の条
- (70) 『藩法集?熊本藩』享和二年三月達
- (71) 『同書』享和二年五月達
- (72) 上益城郡矢部町、男成文書「郷党歴代拾穂記」享和元年十二月の頃欄外
- (73) 永宵文庫蔵「度支年譜」
- (74) 『城南町史』四二二頁
- (75) 『島屋日記』享和四年正月の条に「御銀所預爲目同前」とある
- (76) 前出『旧章略記』
- (77) 前出『藩法集?熊本藩』文化六年十二月二十七日達
- (78) 前出『藩法集?熊本藩』文化七年二月八日条

熊本藩における藩札の発行(松本)

熊本藩における藩札の発行（松本）

- (79) 『熊本藩町政史料』二、文化七年五月十四日条
- (80) 永奇文庫蔵「度支彙函内篇二」稜々立会しらへ
- (81) 『熊本藩町政史料』二、文化十年七月「乍恐御内意申上覚」
- (82) 『同書』
- (83) 『同書』文化十二年七月朔日条
- (84) 『熊本藩年表稿』文化十二年五月条
- (85) 『同書』文政三年条
- (86) 『藩法集？ 熊本藩』文政四年六条
- (87) 永奇文庫蔵「覚」に「臨時の支出多く郡方預振出二二〇〇貫のところ、わずか一五〇貫の備しかなかったため、右備出来るまでいささかなりと斟酌願いたし」（熊本藩年表稿）とあるのによつて窺われる。
- (88) 『熊本藩年表稿』文政四年十一月十七日条
- (89) 『度支年譜』『本藩年表』文政十一年条
- (90) 『同書』『熊本藩年表稿』天保元年四月条
- (91) 『熊本藩年表稿』弘化元年条
- (92) 永奇文庫蔵「密書輯録」人六八六
- (93) 『熊本藩年表稿』弘化三年閏五月条
- (94) 『島屋日記』嘉永八年二月十日条
- (95) 『同書』安政四年二月の条 書込み
- (96) 永奇文庫蔵「文化六年覚帳」相馬勘丈夫は御國中江入込居候岡札高之儀究而は難申上御座候得共弐千貫位は可有の裁と大見渡仕候」とのべている。
- (97) 『藩法集？ 熊本藩』文政七年二月二十八日条
- (98) 『同書』文政七年十一月条
- (99) 男成文書「郷党拾穂記」享和四年条に「豊後竹田ニモ札流布ス、コク札ト云ヨシ、此札ハ充分ヨリ有リ、当国黄之銀札ニ同シ、岡札トモ云ヨシ、当町迄モ求ル、馬見原・高森・阿蘇方専ラ流布ス」とある。この岡札の防方について、中山市之進は「当時は御隣領も薩摩・求麻を除申候而ハ銀札・穀札通用の事御座候へハ、岡銀札等入込申候を其防方ニは現錢を備へ置れ候儀ニ候へハ無子細事ニ」と述べている。岡札の通用が広汎であったことが知られる。
- (100) 上益城郡矢部町、井手文書「後年見合密書」
- (101) 井手文書「諸帳面合冊」

(102) 永青文庫蔵「上書」のうち「上野亀右衛門上書」

(103) 橋詰武彦『熊本領古札図録』二三頁

(104) 上益城郡矢部町、下田氏蔵

おわりに

熊本藩の藩札通用について考察したが、藩財政窮乏化のなかで、すでに承応年間に御用商人から藩札発行が猷策されたこと、しかるに藩札が実現をみたのは宝永元年であったこと、初期の銀札通用に対して、後期寛政四年以降は御銀所預という形で、しかも匁銭札として発行された、両者をつなぐ宝暦・明和期には町家銀銭預という形で、民間の預が通用した点を明らかにした。しかしながら、熊本藩の藩札通用について残された問題は少なくない。一貫して発行の主体は御銀所であったと思われるが、実務の担当はいかなる形であるのか、地域での通用には前期に札座の存在が認められるが、御銀所預の場合、御銀所と札座との関係はどうなるのか、手永会所での御銀所預の請払いの機能はいかなるのか。関連して幕末から明治初年にかけて通用した矢部郷札の位置づけについても、手永会所（郷）の発行なのか、私札なのか、もし郷札であれば藩札との関係はいかなるものなのか。

本研究は藩札発行の経過を迫った結果、藩財政における藩札の役割、藩財政担当者、藩札発行への期待、実生活における藩札の実態など基本的な問題にはふれることが出来なかった。すべて今後の問題として報告を終えたい。

本稿は平成元年度日本銀行金融研究所委託研究「熊本藩における藩札の史料収集と研究」の一部である。